

# 総務常任委員会会議録

平成15年6月17日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎松田 正           ○嶋田 善行           小野 隆雄  
坂口 徹           浦野 圭司           木澤 正男  
森河議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収入 役	中野 秀樹		
総務部長	植村 哲男	総務課長	西本 喜一
総務課参事	吉田 昌敬	同課長補佐	西川 肇
同課長補佐	加藤 惠三	企画財政課長	藤原 伸宏
企画財政課参事	野口 英治	同課長補佐	山崎 篤
同課長補佐	西巻 昭男	税務課長	植嶋 滋継
同課長補佐	清水 修一	同課長補佐	黒崎 益範
監査委員書記	佐藤 滋生	会計室長	御宮知恒夫
教育委総務課長	清水 建也	同課長補佐	吉村 三郎
生涯学習課長	阪野 輝男	同課長補佐	加藤 保幸

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、改選後初の委員会でありますので、自己紹介をお願いしたいと思います。先ず議員の方からお願いします。

（議員・理事者自己紹介）

委員長

それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（町長挨拶）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、嶋田委員、小野委員のお二人を指名いたします。

委員長

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

まず、初めに本会議からの付託議案であります、（1）議案第27号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一を改正する条例について、（3）議案第30号、斑鳩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例について、は関連する案件であり2議案を一括して審議することといたしたいが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

委員長

異議なしと認めます。

議案第27号、議案第30号の2議案を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

( 議案書朗読、要旨により説明 )

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 この特別土地保有税が廃止される場合、今まで幾らぐらいの税収があって、廃止されてからどういう影響があるのかお聞かせください。

税務課長 保有税につきましては、過去ここ5年程度、課税をしたわけではございません。以上です。

委員長 他にございませんか。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 27号、議案第30号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(2) 議案第28号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。

( 議案書朗読、要旨により説明 )

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 今回この議案の中に出てきてないんですけど、平成15年度地方税制の改正によって、このことに伴うことによる町条例の一部改正というこ

とですが、地方税制の改正によって、配偶者特別控除の上乗せ分というのが、廃止されているんですが、そのことによって斑鳩町では何世帯くらいに影響が出ているか、また、金額的に判るんでしたら、どのくらいのものかというのと、課税最低限が引き下がったことによって、今まで非課税であった世帯が課税となる。このことによって、受けられなくなる支援というのが、どんなものがあるかというのをお聞きしたいと思います。

税務課長 今回の改正では入っておらない訳でございますが、地方税法の改正の中に、今おっしゃっている配偶者特別控除の上乗せ分の廃止がございます。この廃止に伴いまして、当町の場合でございますが、平均で5.7、8%、一応計算した場合でございますが、約5,900万円程度の増収となるというところでございます。また、世帯数でございますが、4,164名、これは14年度の実績となっております。最後の質問でございますが、それに伴います支援についての、それは今のところ…。

委員長 他にございませんか。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 異議あり )

委員長 異議があるようでございますので、議案第28号についての反対のご意見をいただくことと致します。起立をして言ってください。

木澤委員 今答弁いただいたことで、ちょっとだけ変えたい所があるので、そこだけさっと直したいのですが。

木澤委員 それでは議案第28号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例に反対

の立場から、意見を述べさせていただきます。

提出議案にもありましたように、今回の斑鳩町町税条例の一部改正は、平成15年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律等が交付されたことに基づくものであり、平成15年度地方税制の改正の中で、配偶者特別控除にいままで上乗せされて適用される部分の控除が廃止されました。それによる増税額は全国で約2,554億円となり、標準世帯の負担増は、5.9万円と見積もられています。斑鳩町では実際に4,164人に影響があり、5,900万円の負担増となっていて、今回提出議案の中には出てきていませんが、この実態を見過ごす訳にはいきません。さらにたばこ税については、WHOでも需要削減のための価格及び課税措置などが含まれているたばこ対策枠組み条約及び議定書の作業が進められていることから、増税となったことで、増収になる分、喫煙者、禁煙者双方が納得できる環境作りが必要である。ということをご提案させていただきます。

近年、深刻な不況が続く中、リストラ応援で大企業はかつてない利益を上げています。また、銀行には相変わらず税金を注入するなど、大企業、大銀行応援で、庶民には増税をしている政府のやり方は許せません。また、国が作った借金や銀行の経営の失敗による借金を、なぜ庶民が肩代わりしなければならないのでしょうか。今国がやらなければならないのは、庶民増税ではなく、無駄な公共事業費や軍事費の見直しによる、予算の切替と、大企業や大銀行に社会的な責任をきちっと取らせることによる、雇用や税財源の確保であるという見解から、今回の議案第28号斑鳩町町税条例の一部を改正する条例に反対し、その意見とさせていただきます。

委員長                    それでは原案に賛成する方のご意見ございますか。

嶋田委員                今回の町税条例の一部改正については、国の法律により改正されるものであって、それが改正されないと、斑鳩町の、徴税というんですか、支障を来すと思いますので、賛成させていただきます。

委員長 賛否の討論をこれで打ちきります。表決をすることにしたいと思いません。では、議案第28号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり賛成の委員の皆さんの起立を求めます。

( 起立多数 )

委員長 それでは、議案第28号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(4)議案第32号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。

( 議案書朗読、予算書説明 )

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

嶋田委員 11ページの教育費、学校用務員業務委託料ということなんですけれども、西小学校と説明お聞きしました。東小学校もそうなんですけれども、シルバー人材に委託されていらっしゃる。学校へ来られる方は、決まってるんですか。それとも日替わりで。

教育委員会 各学校、今、おっしゃいましたように、計画しておりますが、人間に  
総務課長 ついては、2名ですが決まっております。

嶋田委員 業務というんですか。仕事はもちろんの事なんですけど、子どもが居ますもんで、学校に愛着を持っていただく。子どもに接していただくということで、決まった方が望ましいと思いますので質問させていただきました。

木澤委員 スポーツ振興基金への寄附ということで、寄付金50万円が入っているのですが、素朴な疑問なんですが、どこからご寄付されているのか、お聞きしたいのですが。

町長 これは以前、中央体育館、斑鳩すこやかスポーツセンターで、ご勤務いただいております、北口善之祐さんがお亡くなりになりまして、その遺族の方から、スポーツに役立ててくださいということで、50万円をいただいております。

木澤委員 防災まちづくり事業費の540万円の増額補正になっているんですが、防火槽の設置ですね。これは町として何か計画を持ってやっておられるのか、地元の方の要望を優先してやっておられるのか、お聞きしたいのですが。

町長 防火水槽等の関係については、大体、毎年2箇所程度、取り組んでおります。そのなかで、自治会からご要望等ございましたら、ということですが。公民館等については、できるだけ公民館に付設をしていきたいということがございますので。平成15年度は1基、昭和町に予算を計上いたしました。今度新たに、錦ヶ丘ということで、公民館を建てられる。それが大体7月ぐらいに起工式をされるということで補正を組ませていただく。錦ヶ丘の公民館のところに防火水槽を設置するということがございます。

木澤委員 町として全体のバランスはどうなんですか。

総務課長 現在、町内に防火水槽、101基ございます。主に公共施設、それから民地で協力のあるところに建てていっておりますので、毎年1箇所程度設置しており、いくつか弱点区域はございますが、ほぼ、消火栓、自然の水利等を考え併せますと、概ね消防水利は充足しているのではない

かと考えております。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第32号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 報告第10号、平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

( 議案書朗読 )

企画財政  
課長

繰越明許費について簡単にご説明申し上げます。予算は原則と致しまして、その年度内に執行を終えなければならないものですが、その例外のひとつとして、繰越明許費がございます。事業によりましてはその年度内に支出を終わらない事が判っている。或いは支出が終わらないことが予測されるものがございます。そういった事業につきましては、予め繰越明許費として予算書に上げております。そのような予算の繰越をしたものにつきまして、地方自治法の規定により、繰越計算書でご報告させていただくこととなります。

( 繰越計算書にて説明 )

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )



委員長

これをもって質疑を終結いたします。

報告第10号について、審議を終了いたします。

次に、要請第1号、教育基本法「改正」に反対する国への意見書採択のお願い、についてを議題といたします。

この要請書の関係について、事務局に朗読をさせます。

( 要請書朗読 )

委員長

ただ今、事務局から朗読していただきましたような文書が議会に提出をされ、総務常任委員会で審議を付託するというところでございます。

この要請書について、委員皆さんよりご意見を賜りたいと思います。

木澤委員

教育基本法では、第1条で、教育の目的を掲げ、教育は人格の形成を謳っていますが、中央教育審議会の中間報告では、明確に教育を国際競争力の基盤として捉え、国民全体の教育水準の一層の向上を図り、大学の競争力を高めなければならないとしています。これは何も大学に限ったことではなく、高校や中学校、小学校でさえ競争化が進み、テストをすれば点数を取れるが、勉強が好きかと聞かれると、好きだという子どもが殆どいないというのが日本の現状です。また、こういった詰め込み、競争教育で子どもを篩に掛けることによって、勉強に着いていけない子どもが出てくる。そうしたことが、いじめや不登校の問題が起こっている、ひとつの原因ではないかと思われまます。実際に学習指導要領にみる小学校学習漢字回答の移り変わりというのがあるんですが、それを見てもみますと、1958年度ですね、この辺の学習指導要領ですと、1年生から6年生までで覚える漢字は881字とされていますが、これは1968年に改正されてまして、996文字も載っています。次に、1989年、現行版では1,006まで増えています。次に算数の方を見てもみますと、九九が元々小学校3年生で教えていたのが、小学校2年生に下がっている。難しいものと、集合という高校1年生で習っていたも

のが、小学校4年生で教えられている。こういった詰め込み、高度化された教育の中で、子供たちが着いていけないとといった状況が生まれている。こういった日本の教育にあり方に対して、国連の子どもの権利に関する委員会というのがあるんですが、その委員会から日本政府へ最終見解として、1998年6月に指摘がされているのですが、内容を見ますと、児童が高度に競争的な教育制度のストレスに曝されている。こういった教育制度そのものに対する指摘というのは全世界でも3カ国しかされていない。日本のような資本主義の発達した高度社会で、教育の方針そのもの、フレーム自体が歪んでますよという指摘というのは、世界でも日本だけではないかと思われるんですが。こういった教育の在り方が、財界主体によるエリート教育というのが実態としてあるのではないかということが考えられまして、実際に臨時教育審議委員のキャマケンイチ氏の未来学入門から抜粋しているのですが、朗読します。「人口学者たちが、不安をもって指摘していることは、人口増加率がIQの低い層において特に顕著であり、IQの高い層において人口の増加率が低いために、人類は遺伝子的素質低下の危機にさらされているという事実がある。(中略) 悪い遺伝子による人類全体の汚染は長期的には重大な無視できない問題である。すぐれた遺伝子的要素をもつもののみ、3人以上の子どもを持つことを認め、かつ、助成金その他でこれを奨励し、それ以外は2人以下に制限するといった方法も考えられる。」というのが、臨時教育審議委員の方のご意見です。もう一つ、経済審議会答申の中から、抜粋しますと、「教育における能力主義の徹底のためには、まず能力の観察と進路指導の強化が図られなければならない。次に進級進学を画一的に行わず、能力に応じて弾力的に行えるようにするべきである。排他年の要請にも関連して、中学と高校を直結する学校を作るのも一案である。」、注目したいのここなんですが、「同一年齢層の内、知能検査などで判定して、上位の3乃至5%が排他年と隔する」。このような抜粋からも見られますように、一部のものに対するエリート教育。もともと人間の持っている才能というのは決まっていて、それは一部のものにしか能力はないという見方をされているというふうに私は受け止

めたんですけれども、本来教育基本法の本当の目的であるというのは、全ての子どもたちに解る教育をする。また、憲法の人権でも謳っていますが、教育を受ける権利というのは誰もが平等であるという考え方に基づきますと、今の臨時教育審議委員会や経済審議会といった、教育を考える機関でのこういう考え方が、教育基本法改正の中に盛り込まれているというふうに私は考えるんですが、また、そういった教育の歪み、これを今度は子どもたちに遺伝がある。このように考え、心のノートといったものを作り、心のあり方にまで踏み込んでくる。というのが教育基本法改正の狙いではないかと私は思うのですが。それに対して見解を求めるとは出きるのですか。

委員長 誰に求めているのですか。

木澤委員 教育長。

委員長 教育長、ご答弁をお願いします。

教育長 おっしゃっているところが、この教育基本法そのものの、今の議題に入っているかどうか解りませんが、3点ほど控えさせてもらいましたが、エリート教育を目指しているということ、全ての子どもに解る教育をするのが基本だということ、原因は子どもにあるのではないかと、勉強できないのは子どもではないのかと、というようなことをおっしゃっていると思っているんですが、それについてお答えさせていただきたいと思います。

エリート教育を目指すということについては、文部科学省もそういうことは狙っていません。やはり、そういう人達もこれからは必要であろう、というようにはいわれています。その反面、基礎基本をしっかりと教えるということは、全ての子どもに基礎基本をしっかりと勉強をさせる。そして、そこから自分が能力に応じて、応用をしていく。そういう考えていく力をつけていく。こういうことが、今回の学習指導要領の改

正で謳われてきていると思っています。

それから、今も言いましたように、全ての子どもが解る教育をしていくということは、全ての子どもが基礎基本をしっかり教えてもらう。そのために少人数学級等を実施しながら、解らない子どもには解るまで教える、指導していくということを捉えて、少人数学級の実施もされているところでございます。

心の教育についてでございますが、議員もご承知のとおり、最近池田の問題よくいわれますが、それ以前の神戸での、子どもが子どもを殺害したということが、子ども達の心に何が災いしているのかを、この時期から政府の方で、或いは医療機関等でいろいろ議論してこられました。その中で、子育てについてももう少し子どもに指導すべきではないのか、余りにも、放任、ほったらかし、自由というような言い方をされておりますが、自由が放任になってきているのではないか、やっぱり指導するときはきっちりと指導しなければならない。そういうことから、子ども達の育て方について、今言われています家庭教育での子育てについてしっかりしなければならない、ということも言われて来ております。そうした中で、社会ルールを守っていく、或いは家族愛を持つ。というようなことについては、心の中から愛する心、家族を愛する心、或いは隣人を愛する、そういうものが今の子ども達に不足しているのではないか。そういうことから、心の教育ノートを捉えて、人を愛するということを、しっかりと教える。あるいは人の命というものを、どんなに大切なものかということ、この中でしっかり教えていくということを行っていると思います。

今、教育基本法の中に、そういった所まで改正されるということは、今までに、言葉に語弊があるかも知れませんが、戦後教育の中で、家長制度といいますか、その家族で自分たちの子どもをしっかり育てるんだという意識があったように思います。最近は無いといいませんが、子ども達の自由が優先されてきているようにも思いますので、やっぱり子どもにはしっかりと躾をしていく必要があると思います。

薬師寺の高田コウインさん、前管長でございますが、やっぱり子ども

達はしっかり躰けていかなければならない、とおっしゃっています。教えない事は、子どもたちは自由奔放に走っていく可能性を持っているとおっしゃっています。やはり、しっかりと自分の心を育てる、或いは社会ルールをしっかり守って、地域住民、斑鳩町住民全体が育てていくというような、心の教育が必要ではないかと思っています。

委員長

この問題は、教育基本法の改正に反対する意見書を出せということの要請書でありますので、教育基本法と教育振興基本計画というのは、一体どういうことが考えられているのか、ということの参考資料としてお手元に配布をいたしておりますから、これらの関係で何を狙っているのか、十分ご理解いただいた上で、この取り扱いをどうするか、ご議論いただきたいということで、敢えてこの資料を付けさせました。従いまして、参考にしながら、皆様のご意見もいただいきたいと思っております。

嶋田委員

読ませていただいて、要請書にある国を愛する心、公共への主体的な参画が、軍国主義になるとか、新しい時代を切り開く心に…逞しい日本人が、政府や財界の要請に応える人づくりとか、そのようなことが要請書に書かれていますが、私がこれを読ませてもらう限りでは、そういう感じは一切受けておりません。国を愛する心を、この新日本婦人の会は国に従う心と読み間違っているのかと思うんですが。この答申はすばらしい言葉が書いてある。これに沿って、改正されていけば、より豊かな日本になって来るのではないかと思います。

それでこの採択のお願いについては、反対させていただきます。

委員長

他にご意見、質疑ございませんか。

これからの取り扱いどうしましょうか。もう既に賛否の討論のような形になっているようにも思いますし、あまり質問をしなくても解っているということであるのかと思いますが、直ちに、この取り扱いについて結論を求める方向でいってよろしいですか。それとも休憩なりして、打

ち合わせする必要があるのか。どう取り扱うべきか、今後どう進める行くか、についてご意見を出していただきたいと思いますが。

木澤委員 討論という形にされるのであれば、私は休憩させていただいて、時間をいただきたいです。

委員長 質疑、ご意見をお伺いしていますので、その趣旨に基づいて発議があればしてください。

委員長 今取り上げている事案についての、取り扱いについてどうして行けばいいかについて、ご意見を聞かせてもらいましょうか。

木澤委員 今、言わせていただいた意見と同じになりますが、討論という形にされるのであれば、私は休憩を取らせていただきたい。

嶋田委員 各課報告事項等がありますので、付託議案についてはやっただいて、それから、休憩取るなら取っていただきたいと思います。

小野委員 今、上程されています要請第1号について、取りまとめのために、委員長の方で、休憩取っていただきまして、別室で打ち合わせさせていただくかさせていただいてから、再開していただければ有り難いと思います。

委員長 ただ今、小野委員が提示をされていますように、一旦休憩をして、この取り扱いについてどうするかを、委員会としてご相談申し上げる場を設けたい、という趣旨のご発言でございますが、そのようにさせていただいてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

暫時休憩いたします。休憩中に、ご相談申し上げておきたいと思うんですが、議長からも要請がありまして、三位一体の早期実現を図る意見書について採択をと、市町村会長名等が出ていますが、議運その他の関係が終わった後での要請であったので、具体的な取り扱いについて決めていない。しかしこの問題は放置も出来ないので、できれば総務常任委員会で審議をしてもらいたい。そして議運の了解も得て、最終的な取り扱いも決めてくれるようにしてほしい。このような議長からの要請もございませう。この取り扱いも含めて、ご相談をさせていただければ、後で休憩ということをしなくてもいいと思いますので、2つの事案について、委員会としてどう取り扱うかをご相談を申し上げるということにさせていただきます。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

それでは、そういうことでお願いします。

( 午前10時06分休憩 )

( 午前10時26分再開 )

委員長

再開いたします。

休憩前に申し上げておりました、教育基本法の改正に反対する国への意見書の提出を採択をお願いするというものと、補助金削減、地方交付税の見直し、税源移譲の三位一体の税制改革の問題についての意見書の取り扱いについての、当常任委員会としての対応をご相談を申し上げて、確認をいたしましたので、その内容をご報告申し上げます。委員会の結論としたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

要請書の教育基本法の改正に反対する国への意見書採択のお願いにつきましても、総務常任委員会としては教育基本法に反対の意見書を提出することには同意をいたしかねる。この要請書につきましても、不採択とすることに決定をいたします。

なお、三位一体の改革の早期実現に関する意見書につきましては、総務常任委員会としてはこの意見書の提出について、全員が賛同することですので、最終日の本会議において、総務委員全員の連名で意見書を提出する。内容につきましては、全国町村議長会の町村議会の要請のありました内容でもって提出をすると確認をいたしました。以上が、休憩中の取りまとめの内容ですが。それを確認をいただいて、委員会の決定としたいと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

委員長 次に、各課報告事項について、(1) 斑鳩町消防運営委員会の開催について。

総務課長 本日午後から開催を予定いたしております消防運営委員会ですが、この委員会の開催の趣旨は、斑鳩町消防団の幹部団員と消防を所管する総務常任委員会の委員皆様方が、町民の生命、財産を守る消防団の運営や活動に対しまして、その充実を図るため、またそれぞれの団員さんとの意見交換の場として、消防団活動のご理解を深めていただくために、通常6月の今頃に年1回開催をされてきておるところでございます。委員のメンバーにつきましては、総務常任委員会の委員さん6人と、町消防団の団長、副団長の3名とそして分団長3名の、計7名、併せて13名の委員構成になっております。さらにオブザーバーといたしまして、町長及び議長が出席をしていただくことになっております。

この委員会の運営等につきましては、斑鳩町消防運営委員会規則に規定されております。資料等は昼から消防運営委員会の開催のときにお示しをさせていただきたいと思っておりますこの委員会の案件につきましては平成14年度の消防団の活動報告について、平成15年度の一般会計予算の消防に掛かります予算の概要の説明について、平成15年度の消防



団の事業計画につきまして、地区別防災訓練について、消防水利の現況等についてのご説明と、そういった内容のご審議をしていただく事になっております。以上が案件の概要でございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

小野委員 年1回と限定されているのか、どうか。1回以上なのか。委嘱についての町長からの依頼ということで、斑鳩町消防団の円滑な運営に資するため積極的なご意見を賜りたいということで、年1回しかないのなら、今しか話が出来ないのかな、と思うのですが。1回と決めているのですか。

総務課長 通常は年1回と決めさせていただいております。過去に法隆寺消防センターの建設に際しましては、その年は2回開いたこともございますが、年1回ということで6月の時期に開催させていただいております。その中で来年度予算等に向けて、要望等も言っていただいておりますので、よろしく願いいたします。

小野委員 ということは、委員からの要請とか、委員長の招集で、何回か円滑な運営に図るために会議を持たれる可能性はあると理解してよろしいか。結構です。

委員長 他にございませんか。

今日の2時から運営委員会が開かれる。従って総務常任委員が全員委員であるので、出席してくださいという趣旨で受け止めておいてください。ご意見がありましたら、その席で言っていただくということにしたいと思います。

委員長 次に、龍田財産区の下司田池に係る問題について、報告を受けること

にいたします。

企画財政  
課長

大字龍田財産区に係ります建物収去土地明け渡し請求事件の経緯についてご説明申し上げます。まず、訴訟に至りました経緯からご説明申し上げます。斑鳩町大字龍田財産区として管理をしておりますため池、通称、下司田池と申しますが、この池をつり池業者が使用されており、この業者に対する…期間が、平成10年6月をもって消滅いたしました。しかしなお、その後におかれましても、つり池の使用をしていたことから、口頭及び文書で退去の通告を行っており、円満に解決すべく話し合いを重ねてきたところでございます。しかし、退去することにつきましてはずり池業者の一定のご理解はいただけましたものの、その補償費の額を巡っては町と業者の双方の主張に大きな隔たりがございまして、それ以上の交渉を重ねましても、同意を得ることは困難であると判断いたしまして、その解決策について、弁護士とも相談する中で、明け渡し請求の訴訟の手続きを行い、法的な第三者による委ねることにいたしました。この訴えの経費を…に際しましては、議会の議決を要しますので、平成11年の第3回定例会におきまして、議決をいただき、11年の10月に奈良地方裁判所に訴状を提出しているところです。

この裁判の経緯でございますが、平成11年12月に第1回の公判が開かれ、今日まで26回の公判を重ねてまいりました。その中で、平成12年8月に裁判…、本件については和解が望ましく、和解調停に切り替えたい旨の裁判官からのお話がありましたことから、原告、被告とも了承し、和解調停ということで今日に至っております。

この和解では当初、相手方から釣り堀を止めるので、営業補償や借地の補償をしてほしいという条件提示をされましたが、町の考え方とも相当の開きがございまして、町としては応じられないとして、なお話し合いを進めてまいった次第です。その後昨年には相手方から、つり池を止めるので池の一部を譲ってほしいという申し出に変わってまいりました。この際、総務常任委員会にもご相談申し上げますが、委員会におかれましては、3点の確認事項として纏められ、これに沿うよう協議等、

住民対応を進めてきたところです。しかし、相手方とは面積、場所を巡りまして、折り合いがつかない中、今年4月の後半において、さらに相手方から、一部払い下げを受けて埋め立て工事をしましても、経済的に合わない、補償金、立ち退き料をほしいという考え方が示されたところです。今後慎重に検討いたしまして、一定の考え方がまとまりましたら、総務常任委員会にもご相談申し上げたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上簡単ですが裁判の経緯であります。

委員長 説明が終わりました。質問がございましたら、お受けしたいと思います。

浦野委員 下司田池の水利権者に対する、逐一の説明が足りないということで、崎谷水利組合長がよくご相談に来られるんですが、水利権者にすれば、この裁判がどのように結審されるのか、また和解されるのか。それについて、行政から水利権者に対する説明がもっと必要かと思います。その点についてどうですか。

総務部長 必要な部分に関しましては、その都度、水利権者の方には説明もし、相談もしてきた訳でございまして、こういう交渉を和解を進める中で、水利権者の意向もありますので、その際には聞いてきた経緯、これは浦野議員さんもお存知だと思いますけれども、必要な時期にはご意見を聞くことも、和解を勧める中で必要でございまして、そういったこともしてまいりましたけれども、いずれにいたしましても、そういった情報、いろいろな関係につきましても、関係者の…我々も知っておりますので、極力説明をする機会を設けて、理解を求めていくということも、今後進める上においても有用であることから、そのようにしてまいりたいと思います。

小野委員 以前からの報告、経緯の中で、以前の総務委員会で一部譲渡ということで和解が進んでいるということに対して、地元への説明に行かれたと

きに、地元としては、そこで土地を持ってもらうことは好ましくない。自分としては明渡し請求しているんだから、あくまで、有償であっても一部譲渡するという事は、避けてほしいという要望があったんです。

そのことは委員会でも報告されてましたが、そういう地元の要望があるということ、調停の中でいろいろ話をされての結果か、今の課長の報告でしたら、被告のほうで土地を有効利用していくには、時節柄無理だというような感じで、補償金ということで調停を進めようということ。あそこに一部に被告の土地が存在する可能性というんですか、それは裁判の流れで変わってくると思いますが、今のところないと判断してよろしいですか。

助 役 一般質問にもお答えをしておる訳でございまして、魚つりをされておられる方の、提訴の中での経過。初めは補償、次は和解調停の中では土地の払い下げといいますか、土地をくださいと。そして今は土地の値打等考えた中で、補償ということで、1点、2点、変わっている訳です。その間において、町といたしましては、地元から提出されました内容については弁護士と話をし、これもひとつ調停の中に入れて欲しいということでやっております。そうした中で、今度は金銭補償という形で提示されており、被告には現在、金銭補償という形での和解調停を求められておるといってございまして。

坂口委員 この関係なんですが、以前から私も聞いているんですが、議員になって初めて、こういう…あると聞いてますんで、経過の資料等いただければ、助かるんですが。何の資料も持ち合わせてないので、全然分からないんで。先ほど説明された経過等で資料あると思うんで、資料提出していただければ助かるんで、よろしくお願ひします。

総務部長 纏めたものをお渡しいたします。

委員長

他にございませんか。

先ほど浦野委員から要望がありましたように、水利組合との連携の関係ですね。今までの経緯からみて、その都度、必要な都度、適切に事態の把握をしていただけるように報告は適切に行うということに留意してください。

委員長

次に、平成14年度町税の不納欠損の関係でございます。これはいずれ9月議会での決算段階で明らかにされるわけですが、所管の委員会として一応報告をしておきたいという内容のものでありますので、その点をご理解いただいて説明を願っておきます。

税務課長

平成15年度の町税の不納欠損についてでございます。資料1をご覧頂きたいと思っております。不納欠損処分の内容の説明に入る前に、この不納欠損処分について簡単にご説明させていただきます。不納欠損処分につきましては、担税能力がない滞納者に対して納税義務を消滅させるものです。この不納欠損処分を行う場合には、次の3つの要件が必要となっております。まず、この不納欠損は、今後納入見込みのないものについて、次の3つの事由より不納欠損処分を行い、納税義務が消滅することができることになっております。地方税法第15条の7第4項に規定する、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることにより、生活が著しく困難をきたすとき、滞納者の住所および滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき滞納処分の執行停止を行い、その後3年間状況が変わらない場合、不納欠損処分を致します。地方税法第15条の7第5項の規定により滞納処分をする財産が無く、納入する義務を即時に消滅するものとして、財産がないことを理由に滞納処分の停止をした場合において、その徴収金が限定的であり、停止後新たに納入義務が発生しない場合は、直ちに消滅させることができます。例えば、納税義務者が死亡により相続人が無い場合や明らかに納付する能力がない場合に当たります。

地方税法第18条第1項の規定で居所不明により請求できないもの

として賦課後、支払い能力がなく、滞納処分をする財産等もなく、納付期限から5年を経過したため時効により消滅するものがあります。また、執行停止中であっても、徴収金の消滅時効が成立すれば消滅することになります。それでは、14年度に行った不能欠損処分についてご説明いたします。まず、地方税法第15条の7第4項にかかるものとして町民税で4件、31万8,402円、法人町民税で1件、19万9,800円、固定資産税、都市計画税で4件、計86万6,300円、軽自動車税で5件、1万9,200円、計14件で、140万3,702円を不能欠損処分いたしております。次に、地方税法第15条の7第5項にかかるものについては、町民税35件、192万9,339円、固定資産税、都市計画税では、9件、計229万9,827円、軽自動車税で8件、16万1,190円で、計52件、439万356円を、地方税法第18条では、町民税で7件、59万5,865円、法人町民税では1件、5万円、軽自動車税では7件、5万9,400円、計15件、70万5,265円となり、合計で町民税で46件、284万3,606円、法人町民税で2件、24万9,800円、固定資産税、都市計画税併せて、13件、316万6,127円、軽自動車税で20件、23万9,790円、合計で81件、649万9,323円を不能欠損処分をさせて頂いたものでございます。

今回の不能欠損処分を行ったものは、法人では倒産、個人では破産後居所不明となり、時効を迎えたものや居所不明となったことにより時効を迎えたものが大半であります。いずれも、今後納付される見込みのないものについて、不能欠損処分を行ったものでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、税につきましては、公平に負担していただく事が基本であることから、未納者には督促、催告文書による催告、徴収嘱託員による訪問徴収、徴収困難なものには特別徴収班による納付交渉。平成14年度から行っております県職員によります徴収支援事業についても引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

また、未納のあるものについては、分割納付誓約、一部納付、差し押

さえ等による時効の中断を図るなどの対策を講じながら、収納率向上に向けて、今後さらに努力して参りたいと考えております。

また、この不納欠損処分については、分割納付誓約、一部納付、差し押さえ等による時効の中断を図っているものを除き、納付見込みのないものについては慎重に調査を行う中、今後も滞納整理を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

木澤委員 平成14年度分ということで報告いただいたんですが、平成13年度分と比較してどうなっているのかということと、平成15年度はどうなると予想されるのか、お聞きしたいと思います。

税務課長 平成13年度の不能欠損処分でございますが、町税で4,123,072円を不能欠損処分いたしております。今後でございますが、先ほども説明の中で申しましたように、…につきましては慎重に調査してやっていくものでございます。どれぐらいになるかということでございますが、その時、その年度で勘案して参りたいと考えておりますが、徴収不能についてやっていくというものでございますので、その年によって額が変わってくる。ただ、毎年不能欠損処分はしなければならないと考えております。

委員長 木澤議員。この案件については9月の一般会計の14年度決算の段階の時に具体的な資料が出されてきますので、それで十分にご審議、質疑を交わしていただいたら結構かと思うんですが。特に所管が税務関係の面については、総務常任委員会ですので、せっかく総務常任委員会が開かれているので、14年度の一般会計の決算にあたって、欠損金としてどのくらい出てくるのか、予め承知をしておいて頂くほうがよいだらうと。敢えて今日の総務常任委員会で説明をしておきなさいと申し上げたところでございますので、そのように受け止めていただきたい。具体的には9月議会で具体的な資料がでますから、その際ご質問いただければと思います。

委員長 他にございませんか。それでは14年度の一般会計の決算で、不能欠損額で計上される予定にしているのが、649万9,323円になる。ということをお大筋としてご理解をいただいております。具体的には9月議会で…こう言う事をお願いしておきたいと思っております。

委員長 次に(4)こども模擬議会について、理事者の報告を求めます。

教育委員会 総務課長 こども模擬議会について説明させていただきます。平成7年度以来実施して参りましたこども模擬議会ですが、本年で第9回目を迎えることとなりました。こども模擬議会は小学校の第3学年から学び始める斑鳩町の様子、奈良県の暮らし、日本の経済、歴史、政治等の知識を基にいたしまして、小学生が自分の身の回りにある事柄や、斑鳩町の将来などのことについて考えながら、町の議会の議場におきまして、その意見や希望を公表することによりまして、学校外における小学生の意見発表の場の提供、そして、小学生が議会制度や行政につきまして、より具体的な関心を持つことを狙いとしておりまして、斑鳩町、斑鳩町議会、斑鳩町教育委員会の三者で共催して、開催いただいております。今回も開催させていただくに当たりまして、先般、議長とも下打ち合わせをさせていただきまして、議会事務局とも協議させていただきました結果、日程でございますが、来る8月19日、火曜日に開催させていただくこととなりました。当日でございますが、午前9時30分から正午までの予定で、議場をお借りいたしまして、町内の3小学校の第4学年から第6学年までの約20名の児童が、町長を初めといたします町理事者に対しまして、意見や希望を述べ、町理事者がこれに答えるという、一般質問の形式で執り行うものでございます。また前日、午前中でございますが、議場をお借りいたしまして、リハーサルをさせていただきたいと考えております。議長におかれましては誠にご多忙の中でございますが、2日間に渡りまして、ご協力いただくわけでございますが、このことにつきましても、ご承諾をいただいております。今後、各小学



校におきまして、議員の選出等、進めていくということになる訳ですが、8月19日に当日は選出された1日議員ばかりではなく、他の児童や教職員はもちろんですが、保護者の方々にも傍聴等でご参加いただくように、これから周知等、行って参りたいと考えております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 例年どおり、こども模擬議会が8月19日に行われるとの報告であります。

次に(5)藤ノ木古墳周辺整備に関することについて、理事者の報告を求めます。

生涯学習  
課長 それでは、藤ノ木古墳周辺整備に関することについて、ご報告申し上げます。資料2をご覧くださいと思います。史跡藤ノ木古墳の概要について簡単にご説明申し上げます。

藤ノ木古墳は、法隆寺西2丁目に所在する6世紀後半の、大型横穴式石室を保有する古墳です。発掘調査といたしましては、第1次調査を昭和60年に、第2次から3次調査を昭和63年に、第4次調査を平成12年に実施いたしております。これまでの調査から、直径48m、高さ9mの円墳と推定されています。石室には朱で塗られた刳り貫き式の石棺が置かれ、その背後からは世界でも類例のない金銅総透かし彫り鞍伽藍などの遺物が出土して、一躍有名になりました。第3次調査では石棺内調査が実施され、金銅製の冠や靴などの副葬品を伴った、2体の既葬者が埋葬当時のままの姿で見つかり、考古学だけでなく他の学問分野においても、貴重な調査となりました。第4次の調査では、保存と活用を目指した整備に伴う石閉塞部の調査を実施いたしました。以上が概要でございますが、基本計画書、新しい議員さんにつきましては、お配りしております。基本計画書25ページに詳しく掲載いたしておりますので、

ご覧いただければと考えております。

史跡藤ノ木古墳の経緯についてですが、昭和60年の第1次から第3次の調査によりまして、平成3年11月16日に国史跡の指定を受け、翌4年度より国有地である墳丘部分1,291.56㎡の、周囲の民有地2,805.26㎡に対して、買い上げ事業が開始され、平成13年度をもって完了いたしております。整備に向けた協議を進めた結果、平成15年度より19年度の5ヵ年計画をもって整備事業を実施することとなりました。1年目の今年度におきましては、整備に伴う発掘調査として、墳丘の形と範囲を確認することと、藤ノ木古墳を守ってきたといわれております、宝積寺の解明を目的とした第5次の調査を斑鳩町教育委員会と奈良県立橿原考古学研究所との共同調査によって、今年の8月ごろより実施をする予定であります。その間には、整備手法などを検討していただく機関として、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を平成6年11月に組織し、平成8年3月には史跡藤ノ木古墳整備基本計画書の策定をし、これまで現地指導を除き、15回の会議を開催、整備について、貴重なご意見を賜りました。策定後、5年を経過したことから、昨年度の整備検討委員会において、再検討を行い、ガイダンス施設等については基本計画書にある内容で止めておき、事業実施時に再検討するといった結果を受けまして、年次計画書に限り改定を行いました。この年次計画書は資料の裏側でございます。基本計画書の59ページになりますが、その部分が今お渡ししたような形に変わってくるということでございます。また、平成11年度より、石室の石材が割れて弱体化が見られたことから、石室保存修理事業を開始されまして、現状の記録をするとともに、その動きにつきましても、全国的に精度の高い測量調査が実施されております。また、復旧事業といたしましては、史跡指定を記念して平成4年4月には、鏝落しを実施しました金銅製馬具の展示を斑鳩町で初公開し、平成9年度のいかるがホールの竣工を記念した歴史資料室での特別展示では精巧な復元品の展示に合わせて、石棺内出土の遺物や復元した剣などの展示と歴史講演会を実施し、また、第4次調査の現地説明会において初めて、石室内への一般公開を実施し、多数の見学者を

得たところでございます。以上が今日までの経緯でございます。今後は最初に申しましたように、本年度からの5ヵ年計画により、整備事業を進めていく予定でございます。以上が報告でございます、よろしくお願い申し上げます。

委員長

この件につきましては、改選後初めての委員会でもありますし、初めての方もありますので、若干今日までの経緯をご説明申し上げました。基本計画につきましては従来のものを配布させていただきました。それを参考に今後ご審議をお願いしていきたいと思っております。ご質問ございますか。

( 質疑なし )

委員長

この件についての本日の取り扱いについては、次の事項と関係をさせてお諮りを申し上げたいと思っておりますので、次の、史跡中宮寺跡の整備事業についてご報告いただくことにしたいと思います。

生涯学習  
課長

史跡中宮寺跡の公有化について、ご報告申し上げます。史跡中宮寺跡の概要について少し申し上げます。中宮寺は聖徳太子に縁のある飛鳥時代創建の寺院であります。現在の場所には室町時代末頃に移ったと考えられていることから、現在の中宮寺と区別をするため、創建中宮寺を中宮寺跡と呼んでいます。創建中宮寺は塔、金堂が一直線に並ぶ、大阪の四天王寺と同じ建物配置をしており、飛鳥時代創建の古代寺院として貴重な遺跡であります。現在でも、塔、金堂の基壇と呼ばれる建物の基礎部分が土壇状の塊として残っております。さらに詳しい概要等につきましては、基本構想の5ページに詳しく掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

これまでの経緯でございますが、斑鳩町ではこの中宮寺跡を史跡公園として整備する計画を立て、昭和57年度から、橿原考古学研究所と協同による発掘調査を開始いたしました。調査の結果、飛鳥時代創建の貴

重な遺跡であることから、平成2年5月19日に国史跡の指定を受けました。しかし、当初の計画していた範囲のうち、東側と南側について、その範囲が明らかではないということから、一部指定を受けることができませんでした。当町では不明部分の発掘調査を継続して実施した結果、平成13年8月13日付けをもちまして、追加指定を受けることができました。このことにより、当町が計画していた範囲の全域が指定をされました。史跡地の面積は合計、27,815.68㎡であります。その内私有地は46筆、地権者は現在25名であります。平成14年度には、整備を実施していく上での方針を示した基本構想を策定いたしました。平成15年度から17年度の3ヵ年で史跡地の公有化を図っていくため、現在地権者に対しまして、買収について交渉に入っているところでございます。一番下に買収の計画ということで、予算の額をお示しいたしております。15年度で、2億5,000万円、16年度、2億5,006万円、17年度、1億7,084万円ということで、3ヵ年で6億7,590万円の予算をもって公有化を図ってまいりたいと考えているところでございます。今後につきましては、17年度から19年度の買収に重なってくるわけですが、整備に伴う調査ということで、17年度から19年度に実施をして、史跡公園整備ということで20年度から23年度を予定して、現在、事業を進めて参りたいと考えているところでございます。以上です。よろしく申し上げます。

委員長           ただいまのご説明で、ご質問ございますか。

小野委員           この買収について、以前もこういう買収は公簿面積でという話をされていたと思うんですが、今回もやはり公簿面積で、交渉しておられるのか、いや、土地のことであるから実測だ、ということでされておるのか。それと、その価格についてはどのような設定になっているのか、教えてください。

生涯学習           中宮寺跡の公有化を図っている用地ですが、買収については公簿の面

課長 積でお願いしたいということで、回っております。価格の設定ですが、公示価格、近隣の取引事例名によりまして、鑑定価格を引っ張り出しております。その鑑定価格に基づいて、設定した金額により現所在地元の方に入らせていただいているという状況でございます。

小野委員 史跡地の内訳として、一番下に、国有地940㎡、里道、水路ということで。これについては法廷外公共物の譲与ということで、17年ですか、国から譲与されるということになってくるんですが、この分については譲与を待って。今まででしたら、明示を受けて、用途廃止で国へ買収せなあかんということでしたね。中央体育館のところも、買っているとと思うんですが。そのようなことは現在どれくらいの、あれで進められておるのか。以前と同じように買収していかなければならないのならば、明示も受けていかなければならないだろうし、それらについては未だ未確定というか、全然手をつけてないということでよろしいですか。

生涯学習課長 今お示しいただきました、国有地の関係でございますけれども、最終年度に国のほうから、譲与という形の処理をさせていただきます。

委員長 他にございませんか。ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。藤ノ木古墳の整備の関係は、今後石室内の見学が可能な状態を念頭に置きながら、具体的な整備が行われていくという段階に入っていくと思うんです。中宮寺の関係は、今年度から3ヵ年計画で跡地の取得など、先程言われていますような問題等の解明をしていく必要がある。どうしてもそういう方向に向いていくわけでありますので、総務常任委員会としては、閉会中の継続審議事案として藤ノ木古墳問題と中宮寺の史跡跡地の取得などについては、協議をしていく。継続審議事案として取り扱うということを委員会として確認をしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そのようにしていただきまして、今後閉会中といえども、これらの問題について協議をしていく、ということの事案と定めさせていただきます。

次に、(7) 斑鳩町立町民プールの開設について、報告を求めます。

生涯学習 町立町民プールの開設について、ご報告申し上げます。開設につきましては、例年どおり7月1日から8月31日までの2ヶ月間、開設を予定いたしております。開設時間につきましては、午前10時から午後5時、受付は午後4時まででございます。料金は大人が350円、子ども100円ということございまして、監視体制につきましても、平日は7名、土曜、日曜、祝日は8名の体制で事故等の発生がないよう、万全の体制で管理運営をしてまいりたいと考えており、週明けの23日から開設に向けての清掃等に入る予定をいたしております。以上が報告でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木澤委員 ただいま料金の説明いただいたんですけども、私実際行ったことがないんですけども、乳幼児の入場料も取っているというふうにお聞きしているんですけども、他の市町村では4歳未満だと無料にしているという市町村もありまして、赤ちゃんとか長い時間、利用も余りされないのではという中で、無料ということで便宜が図られるべきではないかと思うんですけども。そういったご検討などしていただけるのでしょうか。

教育長 料金については一昨年ですか、ご審議いただいて、子どもの料金については据え置きをしておこうということで、総務委員会でご決定をいただきました。将来についてもやはり、子どもたちの使用、斑鳩町として現在の料金体系で今後も進めていきたいと考えております。

乳幼児につきましては現状どおり徴収させていただくということで進めていきたいと思えます。

木澤委員 今乳幼児については、今後もそういうふうに進めていくと言うことですが、今後検討していく中で、他の市町村で実際にやっておられるところもあるということで、そういう方向も検討いただきますようお願いいたします。

坂口委員 料金のことですが、見学者の方も今、いると思うんですが。子どもさんの付き添いで行かれた方の、実際プール入らないで、横で見ているという方の分を350円、大人の方も払っているということなんですけども、付き添いの、実際入られない方についての、入場料についての配慮はされないものですか。

教育長 以前からそういう話、担当の中でも、いろいろあった訳です。やっぱり入っていただくというのは、入っていただく、とどこへでも自由に行ける。そうしたこともございまして、原則として付き添いに来ていただく方については、子どもといっしょに水に入っていただくというのが原則でございまして。高いところから見ているということではございませぬので、そうした意味でやはり、徴収をさせていただくということで、これからもそういう方向で進めていきたいと思えます。

委員長 これ、きちっとしておかないと、後で、言った言わないとか、検討するとか、しなかったとか、いうことになると思えますけれども。乳幼児の関係、従来どおりと教育長は言ってますけれども、質問者の方からさらに検討せよとなっているんですけれども、どうしますか。今年はそのままでいくと言うんかですね、或いは検討することになるのか。きちっとしておかないと、もう直ぐですからね。この辺、方針の問題です。

町長 いずれにしても、今年は7月1日からですから、このままやって、現

状等把握する中で、来年度、木澤委員或いは坂口委員がおっしゃったように、見学者をどうするのか。状況を把握して、来年明らかに見学者やということになってきた方が、料金を徴収するのかということについて、今年一回カウントしてですね、どういう状況なのか、見させていただいて。今年はこのままで行かせていただくということで、来年度について検討したいということでございます。

委員長

今の町長の答弁を最終的に、この処理の確認として理解を明らかにしたということで、よろしいですか。よろしいですね。後で誤解のないようにしておきたいと思しますので、確認をしておきます。

以上で、予定をいたしておりました事案については、審議、報告の件については終わりましたが、その他の関係で何かございましたら、お受けしたいと思えます。

理事者側ございますか。

生涯学習  
課長

平成12年から14年に架けまして調査を行っておりました、法輪寺の出土瓦等について、整理をすることができまして、その状況につきまして担当者の平田から若干ご説明をさせていただきたいと思えます。

生涯学習課  
平田技師

ただいま課長からお話のありました、法輪寺出土の出土瓦について説明させていただきます。昨年度、講堂推定地の北側を調査しました出土遺物を整理しておりました結果、白鳳時代の瓦に篋書きと申しまして、篋で凶案を描いているというようなものが見つかりました。調査研究を進めておりましたところ、どうも、建物であるというようなことがございました。建物が描かれているという事例がこの時代におきまして、全国でも類例がないというような、今のところの調査を進めている段階ではそういう結論に至りました。ということをもちまして、今月末ぐらいから、7月初旬ぐらいにかけまして、報道機関とも協議を行う結果、記者発表へ向けて、作業を進めていきたいと思えますので、ご報告させていただきたいと思えます。物については、本日持参しておりますので、



どのようにさせてもらったらいいでしょうか。

委員長

取り扱い上はどうなるんですか。取り扱いは公表できないんでしょう。

生涯学習課

見てもらうことは可能だと思うんですが。

平田技師

委員長

それでは見てもらってください。

( 出土遺物閲覧 )

委員長

今の・・・・はですね、発掘調査の結果、瓦で、白鳳時代の極めて貴重と思われる文様が発見された。今月ごろに、マスコミ、報道機関に公表し、一般的に公開するという前提に立っているようでありますけど、せっかく総務常任委員会が開かれていますので、所管の総務常任委員会ではそういう報告をし、見ておいてもらおうということで。扱いとしてはマスコミ対策の関係から言いますと、一応公表しないという段階での扱いでございますので、その点だけお含みをいただいております。

それでは委員の皆さんの方から何かございませんか。

小野委員

先日の一般質問で残した分をということで、約束をしてましたので、2，3聞かせていただきます。

建設工事請負業者資格審査要領ということで質問させていただいたんですが、俗にいう、経審。経審の点数というのは、ある程度公開されていると思うんですが、復習のつもりで話をさせていただきますが、格付けには客観的要素と、主観的要素を考慮し、ということになっておまして、経審の点数につきましては、客観的要素ということで理解させていただきました。業者の経審の点数はどこかで公表していると聞いていますが。どこで公表しておられるのか。こちらから情報として。

実際、経審の点数というものは企業の個人情報じゃないのかなというような心配もしておるんですが、どうも公表されているということですので、町としてもそれを発表されるのか、しておられるのか、その点お願いします。

助 役 経審は県から点数をいただいております。

小野委員 というのは、県としては、町が聞くから教えてくれるのか、誰でも見ることができるのか、その点どうなんですか。

助 役 勿論、土木建築一式に関する業者、ゼネコン等は当然持っております。ホームページにも出てますし、これから考えれば誰でも経審を教えてください。

小野委員 アバウトでいいですから、全体のあれで、経審の点数はどのくらいのボリューム、重量含まれているか聞かせてもらって、大体70%くらいやと。その、格付けについては、話をしています客観的要素以外に、主観的要素として工事成績、信用度、安全成績と標準的な調査ということで、総合的に判断して特Aから7等級に区分されているということなんです。そうしたら区分されている格付けされた業者、27社とお聞きしてありますが。どのような、特AからFまでが、何社ずつになっているのか、お示し願いたい。

助 役 土木工事一式では、特Aは町では格付けをしておりません。Aが5社、Bが4社、Cが2社、Dが5社、Eが9社、Fが2社、合計27で、建築はよろしいですか。

小野委員 町としては経審の点数も、ホームページで公表されているということ、どういうホームページなのかしてないんですが、県の情報としてのホームページと理解して。例えば、ある会社のホームページをアクセス

すれば、その数字でいいのか、それとも県の情報としての、例えば入札の指名願いの時に提出されている書類だと思いますが、その点はそうなんですか。

企画財政課長 確かなことについては申し上げにくいんですが、他市町村の入札に関する情報の中で、ホームページでその経審の点数について公開されているところがございます。

小野委員 斑鳩町で、格付けについてのホームページは設置しているんですか。

企画財政課長 現在のところ、こういうことに関しましては載せておりません。ただ、現在ホームページのリニューアルということで、充実を検討して参ります中で、さらに検討はさせていただきたいと思います。

小野委員 できるだけ、そのときに勿論格付けされた、A B C D E Fの経審の点数、そして総合得点というんですか。主観的要素も入った点数。主観的な要素については、例えば工事成績が普通だったら、12点とか、このように書いておられますし、当然これは公開されているものですから。例えば、27社の、経審は公開できると。そうしたら、残りの点数も公開という形というものを取り込んでいただきたいなど。個人情報やから、こちらの主観的要素は入れられないというのであれば、それも権利みたいなど思うんです。それと今聞かせていただいた中で、Cランクが2社だということで、選定の時に上位の業者をとということで、C単独の工事の範囲の中では、B全体を入れておられるとお聞きしておるんですが。それは、ちょっとBの中にも、やはり点数で言えば上位から下位まで、いてるんやないかなと私はおもっとるんですが。B単独の工事というのは100万くらいの間だと思うんですが、その工事にBでもAに近い。総評定点数ですか、がある人をいれるのは、ちょっとなんかおかしいんじゃないのかな、ということももっとるんです。そういった意味でも、公開を早急をお願いしたいなどこのように思います。

助 役 土木工事一式の中で、C級の業者のランクがC級単独で入札の競争ができない状況になっております。200万円の差がございまして、その中ではC級単独では出来ない。そういう中では、1級上位の業者の中から選定するというような形をとっている訳です。ただ、そうすればC級の格付けをすることの意味がないのではないかという、いつも疑問に思っているわけがございます。したがって、一般質問にも申し上げましたように、経審は大体70%ということの評価をしている。後の30%は主観的、客観的の要素に、また特別評定事項もございまして。そういう中も含めて、町が定めている入札の執行原則3社以上の業者で競争できるようにしたいと思います。したがって平成15年度ではこのままで行かせていただいて、格付けの16年度で審査をする時点において、十分考えながら、対応を図って参りたいと、このように考えております。

小野委員 この件はこれで終わります。1点だけ聞かせていただきたいのですが、3月議会で陳情第3号として有害紫外線から子どもたちを守るための教育的措置を求める陳情書についてということで、総務委員会で審議して、またその審議内容について総務委員会から本会議へ・・・されて、この陳情書の趣旨を踏まえ、実施可能な事項については誠意をもって検討し、具体的実施への努力されるよう町長並びに教育長に要請するという形で、趣旨採択をされております。この陳情について、プールの紫外線云々のことでしたので、先ほどの町民プールのところで質問しようかなと思ったんですが、教育委員会としてはどのような、誠意を持って検討されて、具体的実施への努力をされているのか、努力されている過程についてお伺いしたいなと思います。

教育長 町民プールでテントの設置をしているということで、幼児用のプールの方にテント設置を考えております。学校の方につきましては、それぞれプールサイドに仮設テントを設置いたしまして、直射日光を遮るような方法を今年はとっていきたいと考えております。ソフト面でいろいろ

な研修とか、学習会とかございます。そうしたことについても、それぞれの学校でできる範囲内でやっていただくということと、もうひとつは、運動会の練習とか、体育の授業についても、できるだけ体育館を有効利用していただくような方法或いは、学年によって、低学年が、大きなところはちょっとその辺は分かりませんが、できるだけ体育館の活用を有効に行うようにということで、対応をしていきたいと考えております。

小野委員 議長報告によりますと、教育長もちょっとおっしゃった、陳情書の要望事項にある、学校などの指導については積極的にできる状況にないとか、そのようなことを申し上げている。これを教育委員会としてとりまとめを、同じような陳情書についても、取りまとめを少しやったということですが。積極的にできる……には、子どもたちが総合学習や……学習の中で、ということなんです。この陳情書を教育委員会が受けられた時点での、取りまとめであって、議会の方でも同じような陳情書を誠意を持って検討していく。保護者の心配ということもあるということだし、子どもたちは私たちの財産ですので。3月議会が終わった時点で、教育委員会としてはそのことについて、再度検討されたんですね。

教育長 議会で取りまとめていただきましたことについては、議会の委員会で報告させていただきまして、そのような方向で教育委員会としても取り組んできたといっていたいております。それを受けまして、各学校にも委員会での方向をさせていただいております。本年度についてはできるだけ大事に、その要望に応えられるような方法で、そして、現在の状況で可能な方法で取り組んでいくようにということは、申し上げております。先ほど申し上げましたようなテントを設置するという、ハード面と申しますか、そのへんでは……なっているということでございます。

小野委員 また継続してその都度、その時がくれば進めさせていただきたいと思

いますので、できるだけ情報というんですか、指示してこういう結果になってきてると。学習面でも、このような指導、勉強。・・・学習の中でこのようにされているところがあるとか、それを取り上げてもらっているという情報をまた聞かせていただきたいと思いますので、委員会での質問はそういう状況を聞かせていただいたということで終わっておきますので、よろしくをお願いします。

委員長 他にございませんか。

木澤委員 今いかるがホールの裏手の方ですね、コミュニティバスが止まる場所があると思うんですが、先にお聞きしました声で、いかるがホール降りたところ、時計がないので非常に不便をしたということをお聞きしてまして、最近の若い方でしたら携帯電話を持っていますし、時計もすぐ見られると思うんですが、高齢者の方は持ってない方もたくさんおられると思うので、配慮という意味で時計の設置をお願いできないのかなと思うんですが。

企画財政課参事 いかるがホールに来られたお客さんに時計等がないということでございますが、いかるがホール来られたお客さんにつきましては、ロビーに皆様が集われるということで、現在ロビーに付けさせていただいております。もし、何か不自由な点、ご質問等ありましたら、事務所へ着て頂きましたら、対応していきたいと思っております。

木澤委員 私がお聞きしている方が、中に入っていくのがちょっと億劫な方でして、障害者の方とか、当然中に入っていくのが大変だと思うんですよ。見渡したところに時計が無かった。バスを待っておられる方も時間が気になるとは思いますんで、出来ましたら、見えるところに付けていただきますよう、お願いをしたいと思うんですが。

企画財政 いつでも、どこでもという訳には行きませんが、障害者の方等、ホー

課参事 ルに来館された折、入り口部分に車椅子2台を配置させて頂いております。待ち時間等もいろいろあると思いますが、ロビーで休憩していただくような形を取らせて頂いておりますので、出来ましたらロビーまできていただいたら、時計も配置しておりますので、時計等について理解していただきたいと思います。

木澤委員 と言うことは、現実をしていただけないということですか。

町 長 現実をと言うよりも、そこに降りられる方が時間何時ですかと、聞くぐらいいくらでも聞けると思うんです。こうしていかなかったら、何でも時計つけたらそれでいいと。聞いてもらって、皆さん方おられるから。そのために、小地域や福祉とか、いろんな関係で努力されて来ているのですから、時計をつけて終わりではなく、みんなが、その特に周辺の方が、今何時ですかと聞くぐらい、聞けるわけです。そして人間のコミュニケーションが出来るわけです。そういうことも踏まえて、何でもかんでも、設置できますか、できませんか、検討しますか、というよりも、そういう事をやっていかなかったら、親切行政というのは、当然そういうこと親切だと思う。時計聞きに来られたら、コミュニティバスありますよと。今時間はこれですが、こうですよと、これが親切になると私は思うんです。そうでなかったら、時計を付けたからそれでいいというのではなく、そういう検討よりも、みんなが助けていくということが、これから大事なことで私は思います。

木澤委員 今の町長の意見に対して、やり返すとそういう意味ではないんですが、確におっしゃっていることはよく分かるんですが、私が今言っている現状として、実際に人がいない状況で、時計が無かったことに対して、住民の方から困っているとの声をお聞きしたのをお伝えさせて頂いたということ。現状のまま、今時計がついていると、……対処してほしいと言う事に対しまして、検討頂けませんかということで、お聞きさせて頂いている。今のお答えが、僕の望んでいるお答えと違うなど

いう感じを受けましたんで。そのことを言わしてもらいまして、この件はお願いしておくということで終わりたいと思います。

委員長       この問題、そういう意見もあるということを含めて、いろんな意見があると思うんで、そういう意見も中にはあったということが、委員会でも指摘をされたと受け止めてください。  
他にございませんか。

委員長       議長が発言を求めています。

議 長       建設水道常任委員会の時に、住宅の見学を町長より提案頂きました。竣工式をしないので、目安北団地を見学してはどうかと。建設水道委員会の所管ですので、お諮りしたところ、そうさせてもらおうということです。総務委員会としても本会議後見学していただきたいという事をお願いしたい。広報発行対策特別委員会は見学後ということで、委員長にも話をさせてもらって、快く受けてもらいましたので、総務委員会の方もよろしくをお願いします。

委員長       20日の本会議終了後、町営住宅完成しますので、見てもらおうということで、計画されているということですから、ご希望とご都合のつく方は行っていただいたらというご案内ですので、そのようにご理解をいただいております。

委員長       他にございませんか。無いようでしたら、総務委員会を終わるに当たって、町長からご挨拶いただきます。

( 町長挨拶 )

委員長       最後に、本日の会議の報告を本会議で行うことになりますが、まとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございません



か。

( 異議なし )

委員長

本日の会議をこれで終わります。(午前11時45分)